

《令和８年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）策定 概要》

（計画期間：令和７年１０月１日～令和８年９月３０日）

平成２３年度に創設された国庫補助事業である「地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持関係）」では、新たに運行を開始する系統であること、補助対象地域間幹線系統に接続する系統であること、過疎地域等の交通不便地域のための移動確保のための系統であることなど、諸要件を満たすものについては、本計画にて定めるところにより国庫補助金の交付を受けることが可能となりました。

旭市内を運行するコミュニティバスのうち、干潟ルート（４系統・７便/日）については、平成２３年４月より本格運行（令和６年６月運行ルート・ダイヤを見直し）となった系統です。また４系統のうち２系統は停留所の旭中央病院で補助対象地域間幹線系統である路線バスの銚子旭線と接続しており、残りの２系統も交通不便地域を運行し、前述の国庫補助要件を満たしています。（コミュニティバスの東西線、旭南ルート、海上ルートについては、前述の国庫補助事業前から運行しているため、対象となりません。）

また、令和２年４月１日から運行を開始したデマンド交通も旭駅および旭中央病院で補助対象地域間幹線系統である路線バスの銚子旭線と接続しており、前述の国庫補助要件を満たしています。

干潟地域に加えて、市内に点在する交通不便地域の移動手段となることから、コミュニティバス干潟ルート、デマンド交通の運行について本計画を定めるものです。

裏面へ続く

参考：国庫補助上限額の算定について

国の通達により国庫補助上限額の算定式が下記のとおり示されています。
旭市の補助金上限算定額は下表のとおりです。

【国庫補助上限額の算定式】

千円未満切り捨て

対象人口	×	単価	+	基礎定額	=	国庫補助上限額
58,600 人	×	120 円	+	2,300 千円	=	9,332 千円

※ 本計画案の運行内容等主要な部分を除いた細部については、国土交通省等関係機関と協議をし、修正の可能性がありますことをあらかじめご了承ください。また国庫補助上限額について、算定式が変更になる可能性があり、結果国庫補助上限額が修正されることがありますので、ご了承下さい。

- 添付書類 令和 8 年度 計画認定申請書
令和 8 年度 地域内フィーダー系統確保維持計画
令和 8 年度 表 1 運行系統の概要及び運行予定者
表 1 添付書類 コミュニティバス干潟ルート路線図
コミュニティバス干潟ルート運行ダイヤ
デマンド交通運行区域図
デマンド交通運行ダイヤ等
令和 8 年度 表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 旭市地域公共交通会議
住 所 千葉県旭市二の 2 1 3 2 番地
代表者氏名 会長 柴 栄 男

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

旭市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
旭市地域公共交通計画 64ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
旭市地域公共交通計画 73ページ、74ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
旭市地域公共交通計画 73ページ、74ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
旭市地域公共交通計画 7ページ～13ページ、67ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

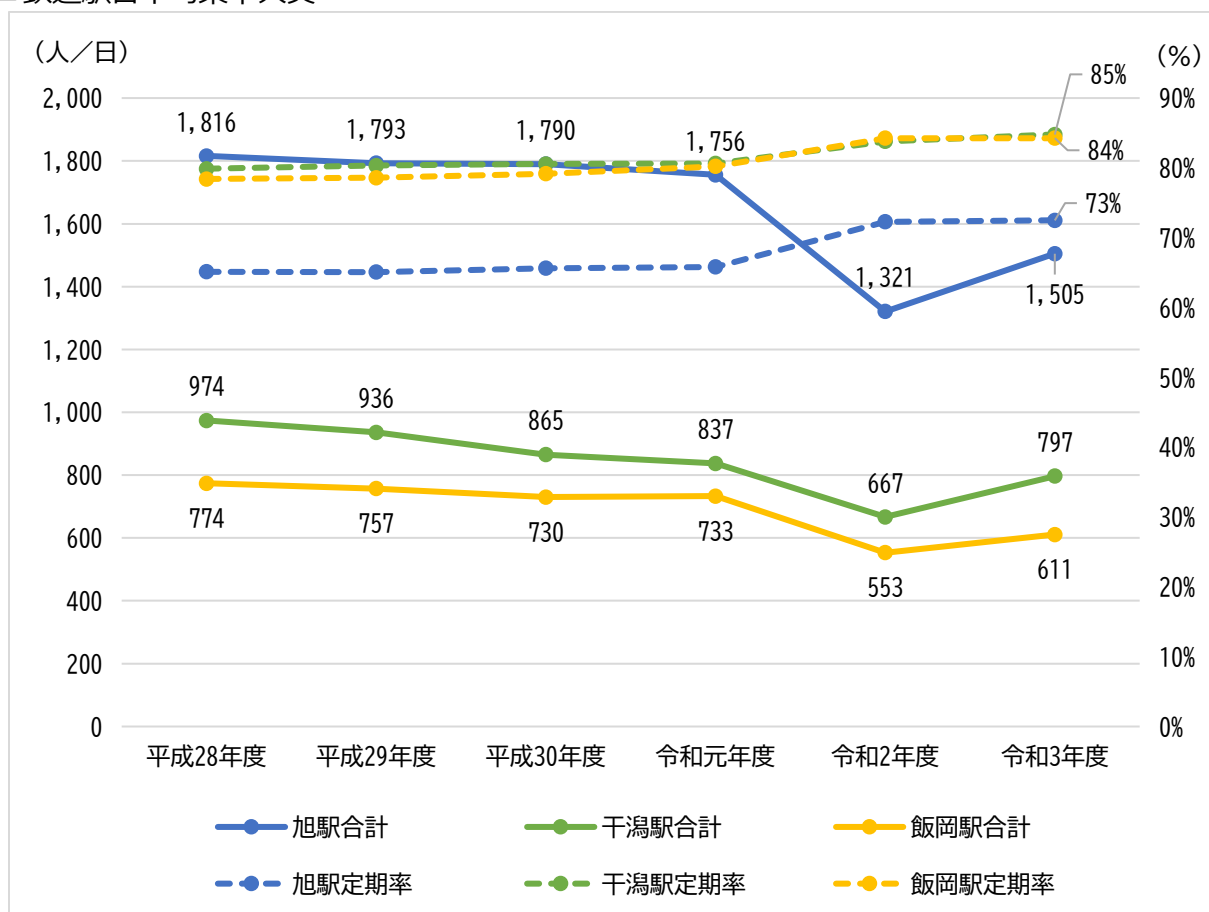
- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

(2) 既存公共交通の現状

①鉄道（JR 総武本線）

- 鉄道は、東京駅から銚子駅までを結ぶ JR 総武本線が運行し、市内には旭駅、干潟駅、飯岡駅、倉橋駅の4駅が存在する。
- 1 日平均乗車人数は、旭駅が最も多く、次いで干潟駅、飯岡駅の順となっている。令和2年度では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、急激な利用者の減少となっているが、令和3年度では徐々に回復の傾向にある。なお、倉橋駅は無人駅となっている。
- 干潟駅・飯岡駅は定期率が8割程度、旭駅は7割程度であり、どちらの駅も通勤通学利用が主体である。

■鉄道駅日平均乗車人員

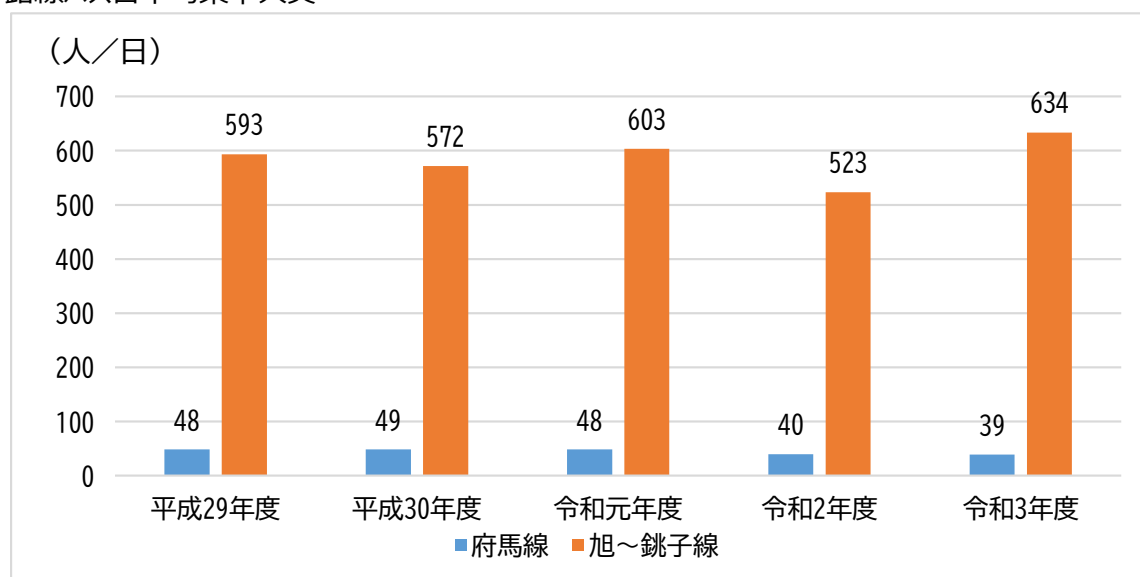


資料：各駅の乗車人員（JR 東日本公表データ）

②路線バス・高速バス

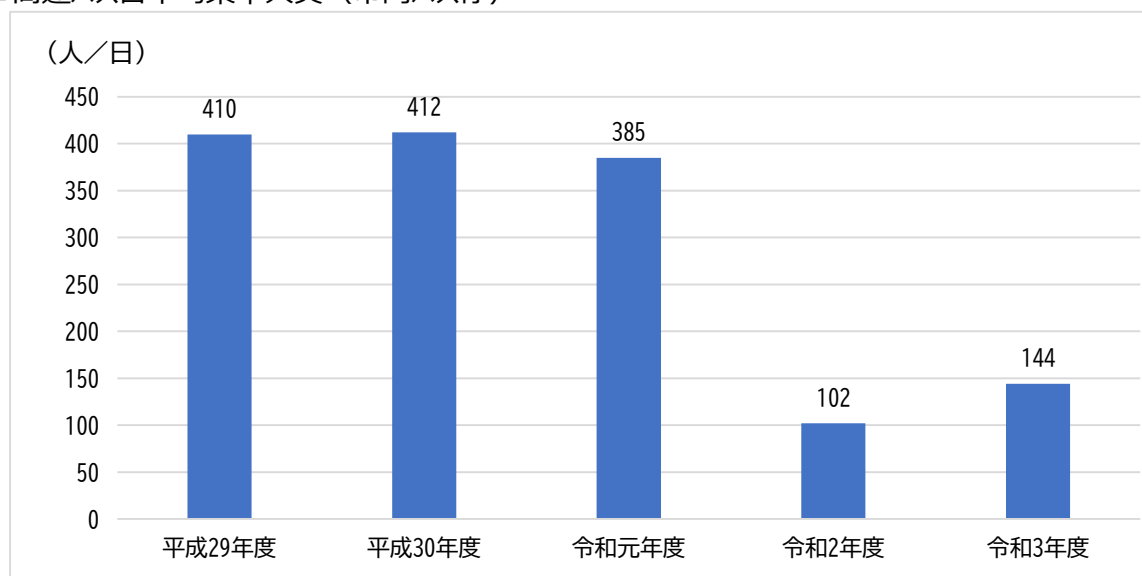
- バス交通は、現在、民間路線バス2路線（千葉交通（株））が運行されている。旭駅及び旭中央病院を発着としており、平日14便／日、土日祝日は10便／日運行している。府馬線における1日平均乗車人員は令和2年度で40人と少ないうえ、年々減少傾向だったことから、令和4年10月には府馬線の運行便数が8便から4便に減便された。旭～銚子線における1日平均乗車人数は令和2年度では523人と減少したが、令和3年度は634人と増加した。
- 高速バスは令和4年9月17日より銚子東京線「横芝光・旭ルート」が新設され、1路線2系統で23便／日運行し、市内8箇所にバス停がある。なお、一部を除きパークアンドライド駐車場が整備されている状況にあるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年度では1日平均乗車人数が、以前と比べ約1/4程度まで減少している。
- 高速バスは、旭ルートの銚子市内～旭中央病院東間において、通院バスとして利用できる。

■路線バス日平均乗車人員



資料：事業者提供データ

■高速バス日平均乗車人員（市内バス停）

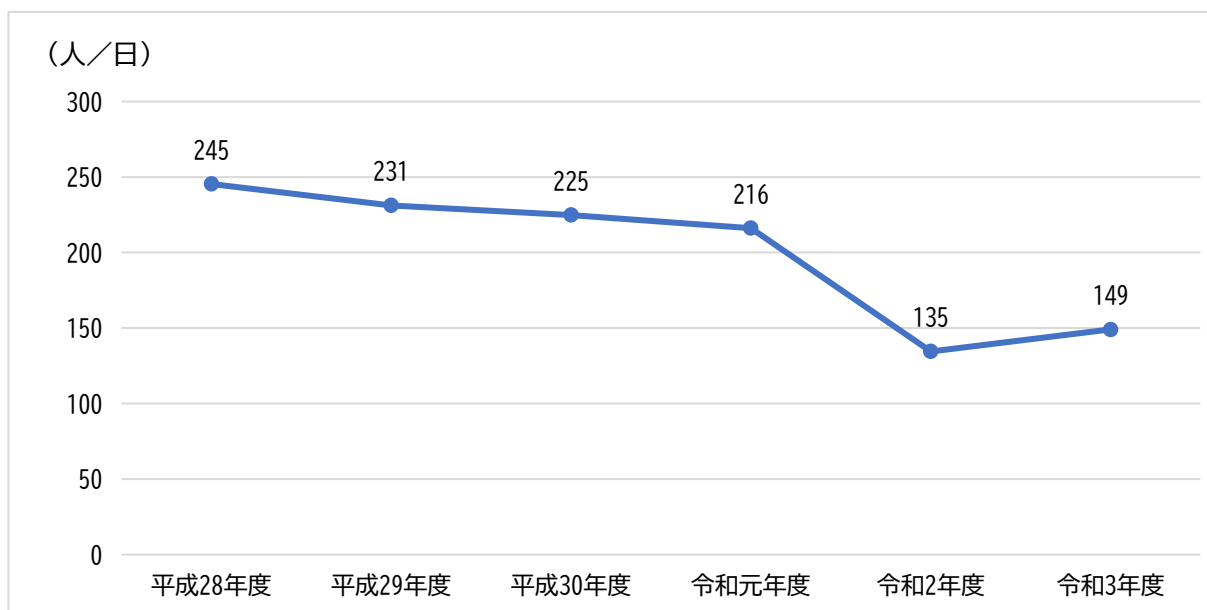


資料：事業者提供データ

③コミュニティバス

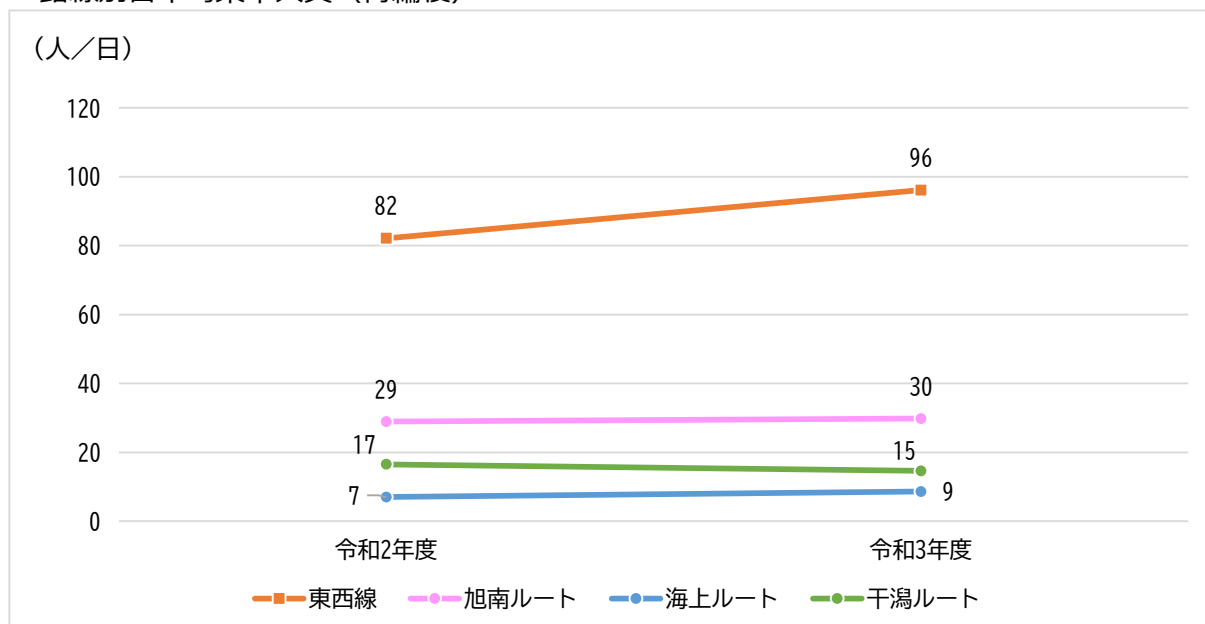
- コミュニティバスは、現在、運賃は 200 円／1 乗車で東西線、旭南ルート、海上ルート、干潟ルートの 4 路線が毎日運行（年末年始を除く）しており、旭駅や旭中央病院を経由している。令和 2 年度に現路線へと再編したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から利用者数が全体的に減少傾向となっている。
- しかしながら、令和 3 年度では回復の傾向となっており、東西線では 1 日平均 14 人（17.1%）の増加となっている。
- 同様に旭南ルート、海上ルートも微増傾向にある一方で、干潟ルートは減少傾向が続いている。

■コミュニティバス日平均乗車人員



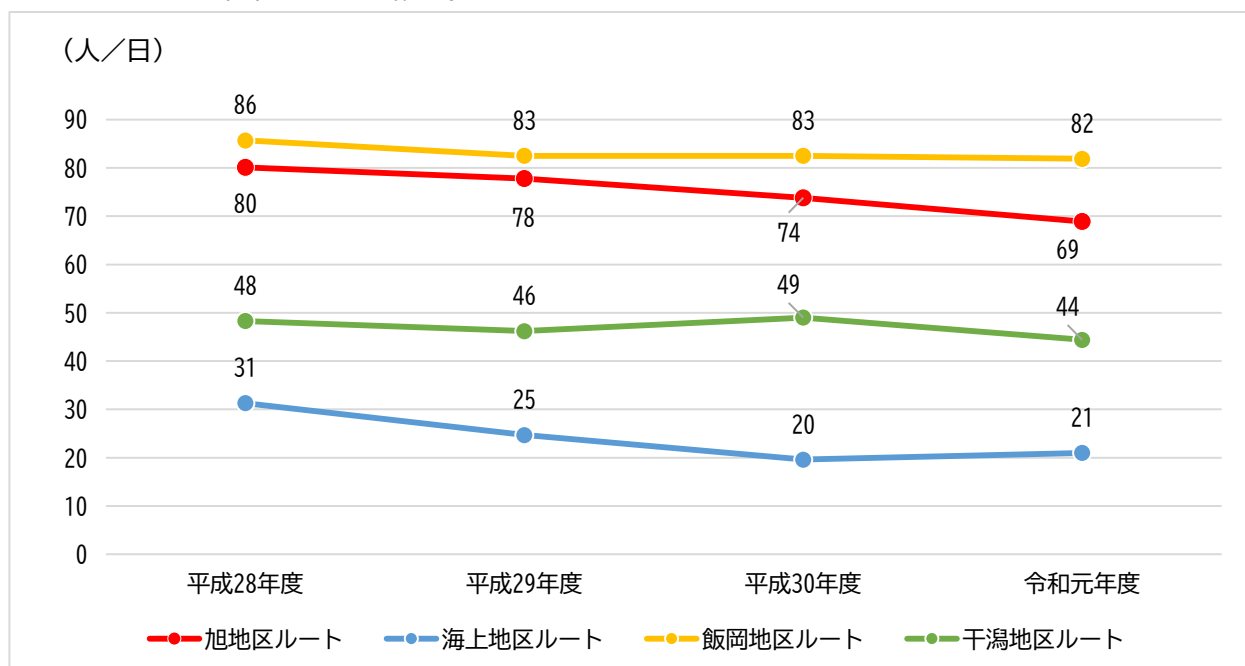
資料：統計あさひ

■路線別日平均乗車人員（再編後）



資料：統計あさひ

■路線別日平均乗車人員（再編前）

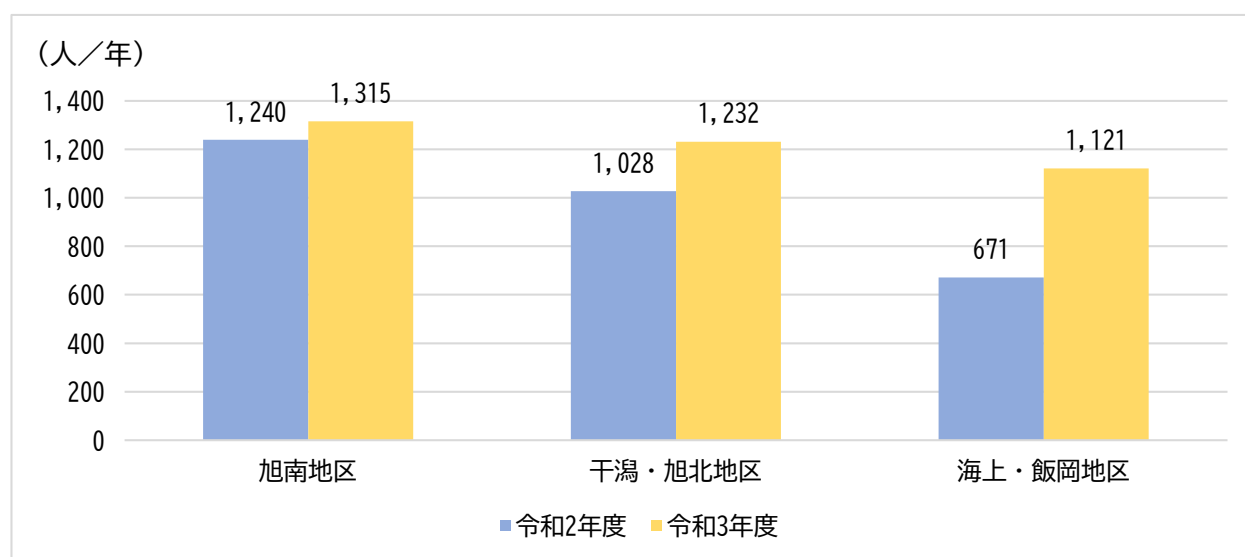


資料：統計あさひ

④デマンド交通

- 令和2年度のコミュニティバス再編に合わせ、3つのエリア区分にて事前登録制のデマンド交通（乗り合いタクシー）を導入した。
- 基本運賃は500円で、平日の8時～17時（年末年始を除く）で運行しており、共通乗降場所としては、旭駅、旭市役所、道の駅季楽里あさひ、旭中央病院、サンモール、みらいあさひ（イオンタウン旭）で、エリア内の乗降対象施設は交通結節点、公共施設、商業・医療・金融施設となっている。
- 利用者は増加傾向にあり、旭南地区で最も多くなっている。前年度からの伸び率では、海上・飯岡地区が7割近く増加している。

■デマンド交通年間乗車人員



資料：統計あさひ

■運行区域図



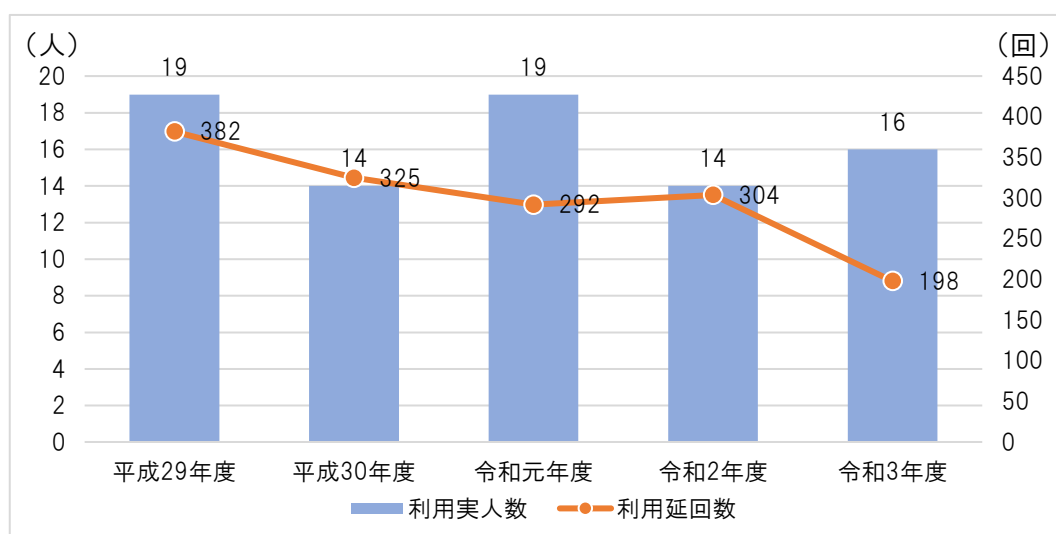
資料：旭市ホームページ

⑤福祉サービス

- 一般の公共交通機関を利用できない高齢者や、障がい者の方の移動手段の確保として、外出支援サービス事業及び福祉タクシー利用助成事業を行っている。
- 外出支援サービス事業は、車イスやストレッチャー利用の高齢者等を対象に、医療機関等への送迎を行うものであり、利用料は片道 300 円となっている。
- 福祉タクシー利用助成事業は、重度心身障がい者等が通院、会合等のため福祉タクシーを利用する場合に利用 1 回につき最大 1,000 円を助成するものである。
- どちらの事業も利用者は限定され、介護タクシー^{※1}の普及等もあり、近年やや減少傾向にある。
- 外出支援サービス事業は、利用回数の減少および車両の老朽化に伴い、令和 4 年度末で廃止する。代わりに令和 5 年度より介護タクシー利用助成事業を開始する予定。

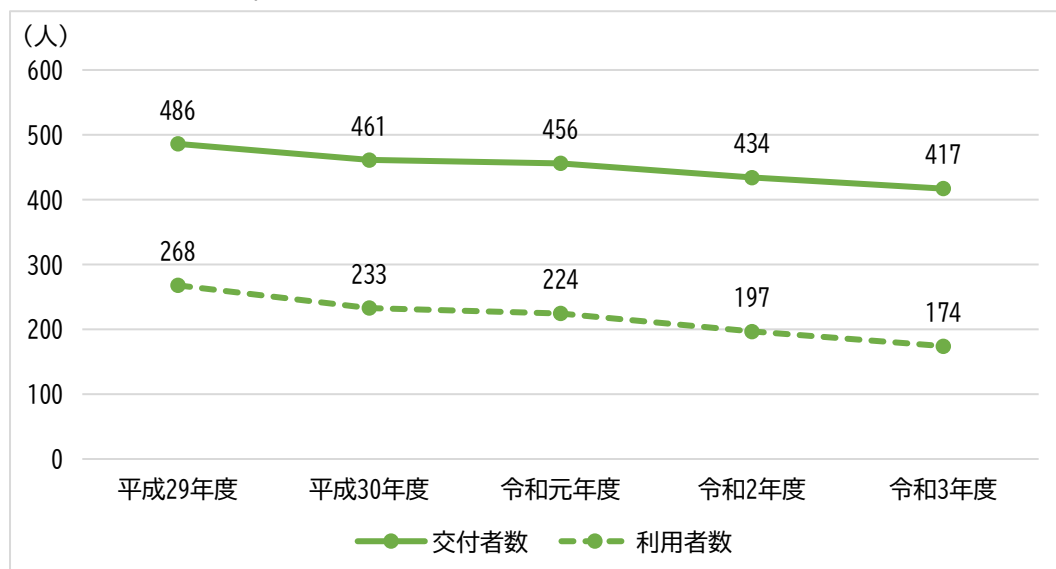
※ 1：要介護者や身体の不自由な人が利用するタクシー

■外出支援サービス事業



資料：市提供データ

■福祉タクシー利用助成事業

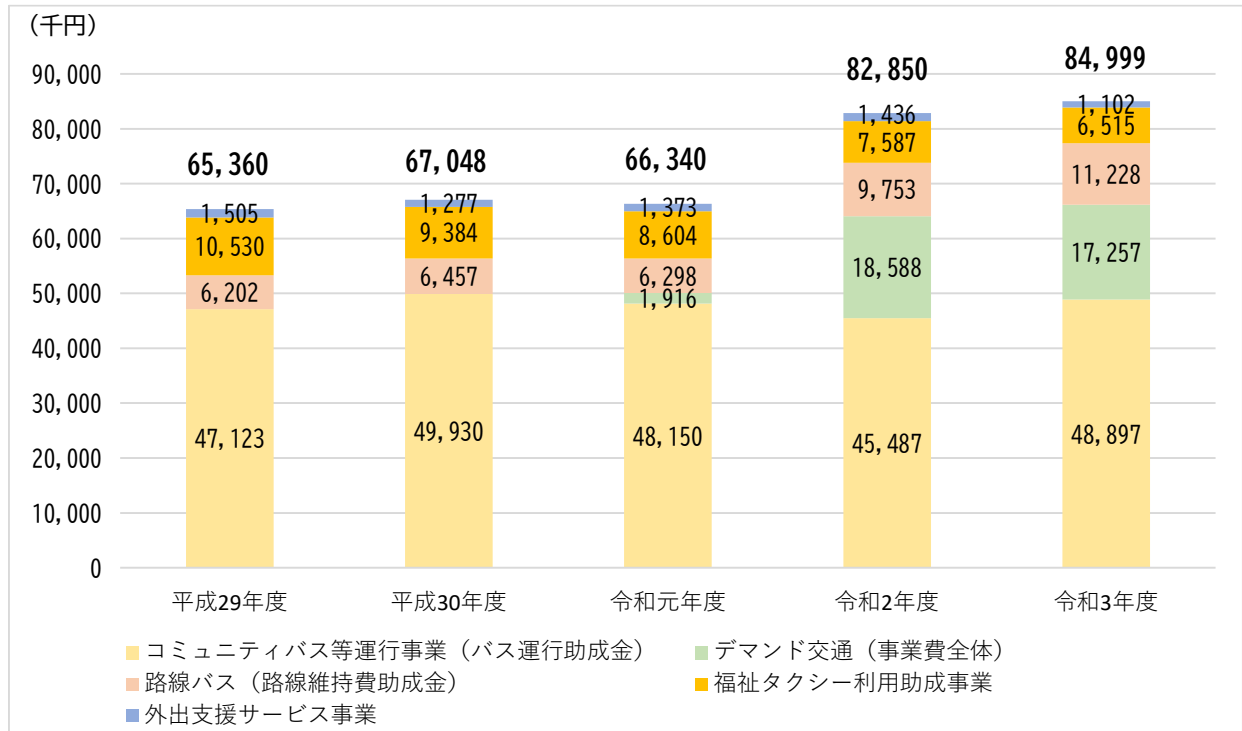


資料：市提供データ

⑥市の公共交通への負担

○バス事業では、利用者数の減少等による減益が続いており、生活の移動手段を確保するため、公共交通サービスにおいても、令和3年度で84,999千円の財政負担が発生しており、コミュニティバス等運行事業は約48,897千円で全体の約60%、デマンド交通は約17,257千円で全体の20%を占めている。

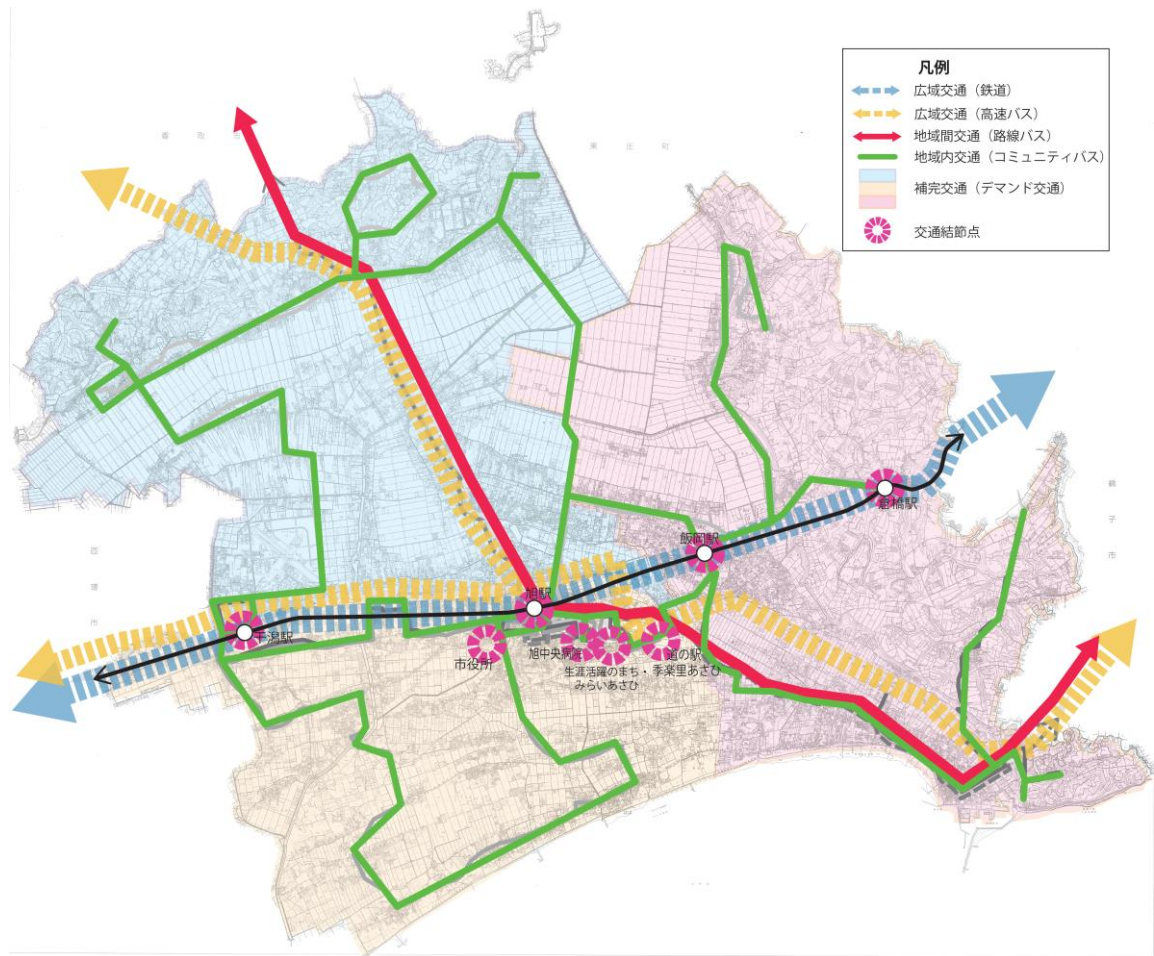
■財政負担額の推移



資料：市提供データ

(4) 公共交通ネットワークイメージ

■ 公共交通ネットワークイメージ図



■ 区分・役割等の整理

区分	系統		役割	確保・維持策
広域交通	JR 総武本線		都市間連絡の骨格となる広域公共交通軸	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
	高速バス			
地域間交通	路線バス	府馬線	周辺都市への連絡及び市内の骨格路線	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
		旭－銚子線		地域公共交通確保維持事業（幹線補助）を活用し持続可能な運行を目指す
地域内交通	コミュニティバス	東西線	市内の地区間・拠点間を連絡し、分散する市街地の連絡強化・一本化	利用ニーズに応じた運行水準を確保
		旭南ルート		地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指す
		海上ルート		
		干潟ルート		
補完交通	デマンド交通「きらりんタクシー」		鉄道、バス交通等を補完し、主に高齢者などのために少量個別輸送を担う移動手段	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指す

(2) 計画目標に対する評価指標

計画目標	評価指標 指標の考え方	基準値	目標値 (R9)	考え方
①わかりやすく利便性の高い公共交通ネットワークの構築	○鉄道利用者数 (1日あたり) ※ 1	2,913 人 (R3)	3,330 人	コロナ前 R1 の実績値
	○高速バス利用者数 (1日あたり)	144 人 (R3)	390 人	コロナ前 R1 の実績値
	○路線バス利用者数 (1日あたり)	673 人 (R3)	673 人	基準値を維持
	○コミュニティバス利用者数 (平日 1 日あたり)	179 人 (R3)	240 人	R2 再編時の利用者想定数 (34%増)
	○デマンド交通利用者数 (1日あたり)	22 人 (R3)	37 人	3 台増車見込 (7 割増)
	○アンケートにおける外出時に交通手段がなく困っている人の回答割合	19% (R4)	15%以下	前計画での減少幅と同程度
	○年間運転免許返納者数	200 人 (R3)	300 人	5 割増
②地域住民・交通事業者・行政等の協働による持続可能な取り組みの展開	○コミュニティバスの収支率	12.7% (R3)	16.7%以上	利用者 34%増見込
	○デマンド交通の収支率	11.1% (R3)	13%以上	3 台増車見込 利用者 7 割増
	○地域公共交通利用促進活動実施回数 ※ 2	—	年 1 回以上	前計画と同じ値
③まちづくり計画との連携による魅力的な交通環境の創出	○商業施設や観光施設との連携による公共交通利用促進のサービス数	—	5 件以上	前計画と同じ値
	○まちづくり拠点施設等への新たなバス停、デマンド交通共通乗降場所の設置数	—	5 箇所	バス停：生涯活躍のまち・みらいあさひなど 共通乗降場所：総合体育館、保健センター、公民館など

※ 1 市内 3 駅（干潟駅、旭駅、飯岡駅）合計の利用者数

※ 2 地域公共交通利用促進活動とは、外出の移動モデルプログラムの作成・配布やバスの乗り方教室の実施等の実施回数を指す。

施策3 地域内交通の利便性向上

実施事業①

コミュニティバスの利便性向上

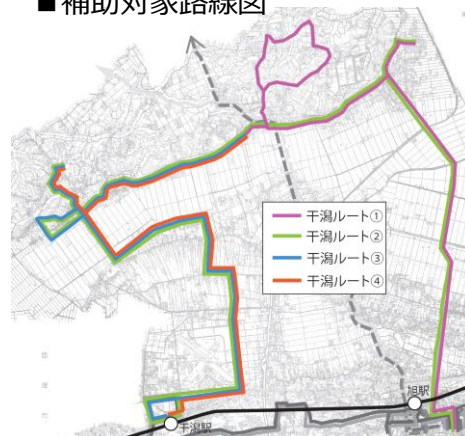
事業の概要

・コミュニティバスは令和2年4月より現在の路線網へと再編したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による外出自粛等の社会情勢の変化に伴い、利用者数が伸びていない状況となっており、一方で、超高齢社会の進展による交通弱者の増加は今後も予想され、より効率的かつ効果的にコミュニティバスを運行すべく、ルート・ダイヤを見直す。

・若年層の利用促進を図るべく、中学生運賃についても検討する。

・干潟ルートについては、自家用自動車を運転することができない高齢者等を中心とした外来患者や高校生の通学利用のための交通手段を確保する必要があり、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を引き続き活用し、安定的な確保維持を目指す。

■ 補助対象路線図



【具体的事業内容】

○コミュニティバスのルート・ダイヤの見直し

※特に以下の点を考慮しながら、利用しやすいルート・ダイヤを検討する。

- ・海上ルートにおける飯岡駅への接続検討
- ・旭中央病院等のまちづくり拠点を核としたアクセスの確保
- ・通勤通学、通院、買物等の利用者需要に対応した運行ダイヤの調整
- ・デマンド交通との役割分担

○コミュニティバスの運賃改定

- ・中学生運賃の適用検討

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の活用

実施主体

旭市、コミュニティバス事業者

実施時期

実施項目

R5

R6

R7

R8

R9

コミュニティバスのルート・ダイヤの見直し

検討

実施

コミュニティバスの運賃改定

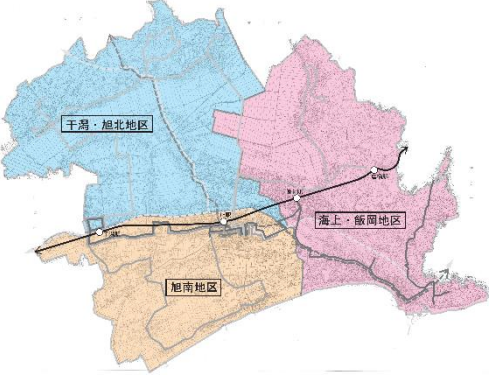
検討

実施

■ 地域内フィーダー系統（補助対象路線）に係る概要整理

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
干潟ルート①	ひかた市民センター	東一区集会所	旭中央病院	4条乗合	路線定期運行	旭市 (運行は千葉交通)	フィーダー補助
干潟ルート②	干潟駅	湯木坂上・東一区集会所	旭中央病院				
干潟ルート③	干潟駅	湯木坂上	ひかた市民センター				
干潟ルート④	ひかた市民センター	湯木坂上	干潟駅				

実施事業②	デマンド交通の利便性向上
-------	--------------

事業の概要	・デマンド交通は令和2年4月より3つのエリア区分にて新規導入した交通手段であり、登録者及び利用者は増加傾向にあるが、エリア外への移動や共通乗降場所の増設等の要望があり、こうした状況を踏まえ、デマンド交通のサービス拡充による更なる利用促進および、あらゆる交通弱者への対応を目指す。 ・市内には路線バス・コミュニティバスが運行されているものの、一部地域においては乗り継ぎが不十分であるため、駅や旭中央病院までの交通手段や市内の交通空白地域解消のため、デマンド交通により交通手段を確保する必要があり、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を引き続き活用し、安定的な確保維持を目指す。 ■ 補助対象路線図  【具体的事業内容】 ○デマンド交通のサービス拡充 ※特に以下の点を考慮しながら、利用しやすいデマンド交通を検討する。 ・共通乗降場所の増設 ・エリア跨ぎ運行及び運賃の設定 ・各エリアにおける車両の増車 ○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の活用					
	実施主体 旭市、デマンド交通事業者					
実施時期	実施項目	R5	R6	R7	R8	R9
	デマンド交通のサービス拡充	検討		実施		

■ 地域内フィーダー系統に係る概要整理

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
旭南地区	-	旭南地区	-	4条乗合	区域運行	旭市 (運行は交通事業者 に委託)	フィーダー補助
干潟・旭北地区		干潟・旭北地区					
海上・飯岡地区		海上・飯岡地区					

令和 7 年 6 月 日

(名称) 旭市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

現在の旭市は、平成 17 年 7 月 1 日に旧旭市、旧海上町、旧飯岡町及び旧干潟町の 1 市 3 町が合併して誕生した。旧旭市は、合併以前より行政機関、医療機関、教育機関、商業施設など都市機能の一定の集積があり、周辺地域の中心都市の役割を担ってきた。特に 1 市 3 町の一部事務組合で運営されてきた総合病院国保旭中央病院は、全国トップクラスの評価を得ている公立病院であり、市内はもとより近隣地域、県内外を含めて診療圏人口 90 万人を擁している。

旧干潟町の年間外来患者数は約 3 万人であり、自家用自動車を運転することができない高齢者等を中心とした外来患者の交通手段を確保する必要がある。また、旧干潟町には鉄道駅が存在しないことから、高校生の通学利用をはじめとする駅利用者の交通手段を確保する必要がある。

その他、市内には路線バス・コミュニティバスが運行されているものの、一部地域においては乗り継ぎが不十分であるため、駅や旭中央病院までの交通手段を確保する必要がある。

このことから、旭市コミュニティバス干潟ルートの維持、市内の交通空白地域解消のためデマンド交通を運行する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標****旭市コミュニティバス**

平日 1 日あたりの利用者数を 240 人以上（令和 6 年度の実績 126 人）とする。
収支率を 16.7% 以上（直近年度の実績 9.8%）とする。

旭市デマンド交通

1 日あたりの利用者数を 37 人以上（令和 6 年度の実績 37.9 人）とする。
収支率を 13% 以上（直近年度の実績 13.4%）とする。

（旭市地域公共交通計画 P.67 参照）

(2) 事業の効果**旭市コミュニティバス 干潟ルート**

当該路線を維持することにより、旭中央病院、駅等への移動手段が確保され、地域間の交流及び福祉の増進が図られ、市民生活の質が向上する。また、高校生の通学や高齢者の通院等について、これまで自家用自動車で送迎してもらっていたものがバス利用へ移行するなど、移動の円滑化が図られるとともに、旭中央病院及び鉄道駅周辺の交通渋滞の緩和にも寄与する。

旭市デマンド交通

デマンド交通(乗合タクシー)の運行により、市内の交通空白地域が解消され、自家用自動車を運転できない高齢者等の移動手段を確保する。また、鉄道駅や路線バスとの交通結節点である旭中央病院に接続することで、地域公共交通の利便性の向上に寄与する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 ・コミュニティバスが効率的かつ効果的な運行となるよう、ルート・ダイヤへの見直しを行う。(旭市、事業者)(旭市地域公共交通計画 P73 参照) ・デマンド交通のサービス拡充による更なる利用促進および、あらゆる交通弱者への対応を目指す。(旭市、事業者)(旭市地域公共交通計画 P74 参照) ・市内の公共交通を一元的に掲載した「総合公共交通マップ」を作成、市内全戸に配付する。また、公共交通専用ホームページを随時更新し、情報提供を行う。(旭市)(旭市地域公共交通計画 P77 参照)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者 表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 旭市から運行事業者への補助金額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】 ※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】 ※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 ※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

(1) 旭市地域内フィーダー系統確保維持計画に関する議論

・令和7年6月 日

令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）に係る、生活交通確保維持改善計画策定の書面による協議を行い、委員 名から合意を得られた。

19. 利用者等の意見の反映状況

協議会の構成員には、地域住民・利用者の代表として旭市区長会から4名、社会福祉協議会から2名、旭市議会、老人クラブ、PTA連絡協議会からそれぞれ1名が参画している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県旭市二の 2132 番地

(所 属) 企画政策課

(氏 名) 桃井 健斗

(電 話) 0479-62-5307

(e-mail) kikaku@city.asahi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
旭市	京成バス千葉イースト株式会社	(1) 干潟ルート(CC-4-1)	ひかた市民 センター	東一区 集会所	旭中央病院	往18.5Km 復18.7Km	243日	243回			路線定期運行	①	バス停旭中央病院で補助対象地域 間幹線系統路線バス銚子旭線と接 続	③
	京成バス千葉イースト株式会社	(2) 干潟ルート(CC-4-2)	干潟駅	湯木坂上・ 東一区 集会所	旭中央病院	往29.2Km 復28.9Km	359日	539回			路線定期運行	①	バス停旭中央病院で補助対象地域 間幹線系統路線バス銚子旭線と接 続	③
	京成バス千葉イースト株式会社	(3) 干潟ルート(CC-4-3)	干潟駅	湯木坂上	ひかた市民 センター	往18.1Km 復 . Km	243日	121.5回			路線定期運行	②(1)	バス停干潟駅でJR総武本線と接続	③
	京成バス千葉イースト株式会社	(4) 干潟ルート(CC-4-4)	ひかた市民 センター	湯木坂上	干潟駅	往15.6Km 復 . Km	243日	121.5回			路線定期運行	②(1)	バス停干潟駅でJR総武本線と接続	③
	アステル交通株式会社	(5) 旭市デマンド交通		旭南地区			243日	1944回			区域運行	①	旭駅・旭中央病院で補助対象地域 間幹線系統路線バス銚子旭線と接 続	③
	旭タクシー株式会社	(6) 旭市デマンド交通		干潟・旭北 地区			243日	1944回			区域運行	①	旭駅・旭中央病院で補助対象地域 間幹線系統路線バス銚子旭線と接 続	③
	アステル交通株式会社	(7) 旭市デマンド交通		海上・飯岡 地区			243日	1944回			区域運行	①	旭駅・旭中央病院で補助対象地域 間幹線系統路線バス銚子旭線と接 続	③
	アステル交通株式会社	(8) 旭市デマンド交通		旭市内 (医療機関)			243日	1944回			区域運行	①	旭駅・旭中央病院で補助対象地域 間幹線系統路線バス銚子旭線と接 続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	旭市
-------	----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	58,600
交通不便地域等	6,070

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
6,070	干潟地区	過疎地域特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
旭市地域公共交通計画	令和5年3月23日	

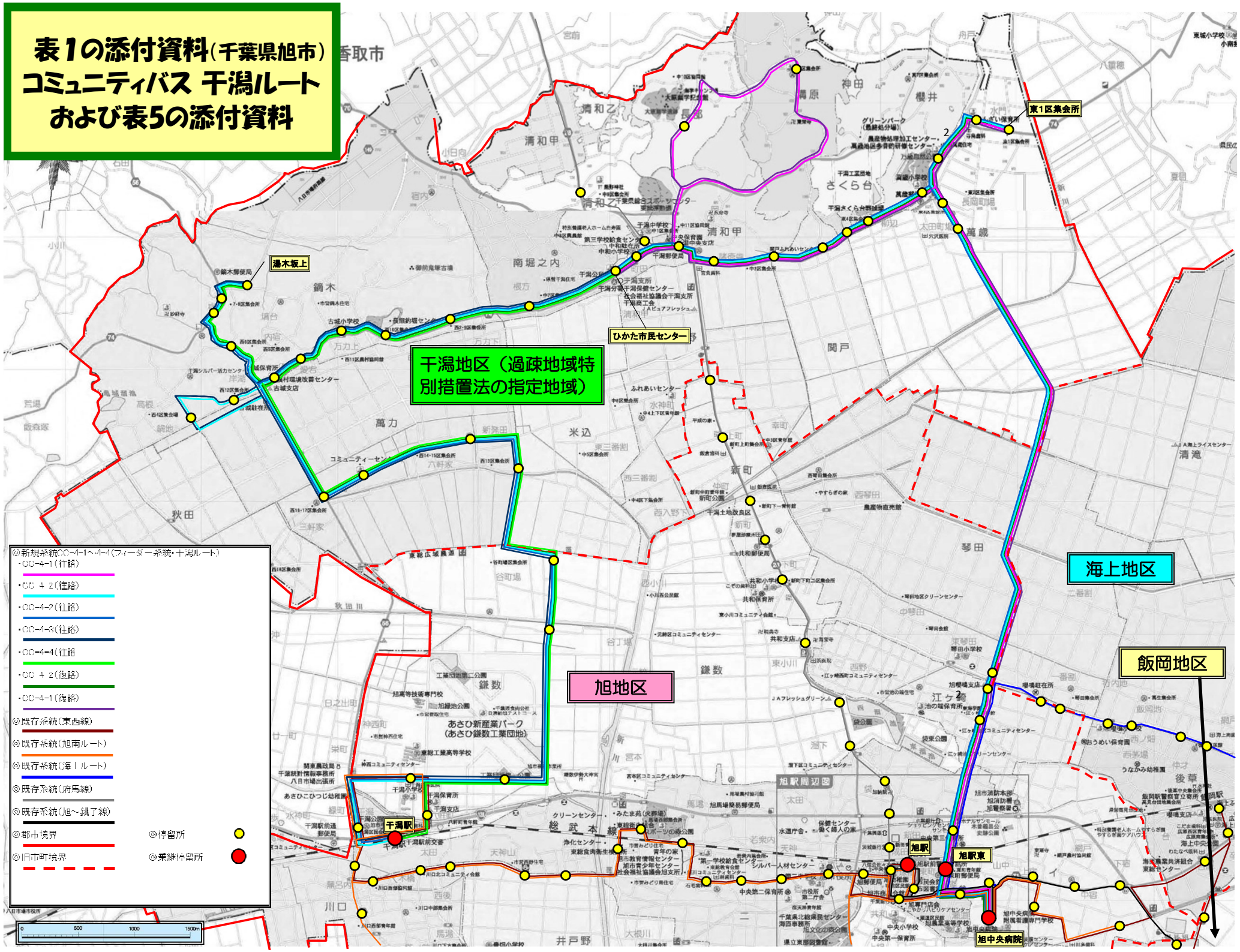
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

**表1の添付資料(千葉県旭市)
コミュニティバス 干潟ルート
および表5の添付資料**



干潟ルート 路線図

コミュニティバス

コミュニティバスの運賃	
基本運賃	200円
未就学児	無料
※小学生以上に同伴する未就学児2人まで (上記以外は小学生運賃、ただし1歳未満は無料)	
小学生	100円
75歳以上	100円
※後期高齢者医療被保険者証を提示	
運転免許返納者	100円
※運転経歴証明書を提示	
障がい者	100円
※障害者手帳(身体・療育・精神)、または ミライIDを提示	
◆回数券・1日乗車券も販売しています。詳しくは 10ページをご覧ください。	



乗り換えのご案内

道の駅季楽里あさひへは、旭中央病院で東西線または旭南ルートにお乗り換えください。
※乗り換えの際は別途運賃がかかります。往復利用の場合は1日乗車券がお得です。

旭中央病院 → 道の駅季楽里あさひ

旭中央病院着		旭中央病院発		道の駅着	
干潟ルート上り第2便	8:20	→ 東西線東行き第1便	8:27	→	8:31
干潟ルート上り第3便	9:58	→ 旭南ルート左回り第2便	10:06	→	10:15

道の駅季楽里あさひ → 旭中央病院

道の駅発		旭中央病院着		旭中央病院発	
旭南ルート右回り第1便	13:06	→	13:13	→ 干潟ルート下り第2便	13:25
東西線西行き第7便	16:05	→	16:12	→ 干潟ルート下り第3便	16:23

干潟ルート 時刻表

(2024年6月1日改正)

●運休日
年末年始(12月29日から1月3日まで)
上り第1便・第4便、下り第1便・第3便は土日祝日運休

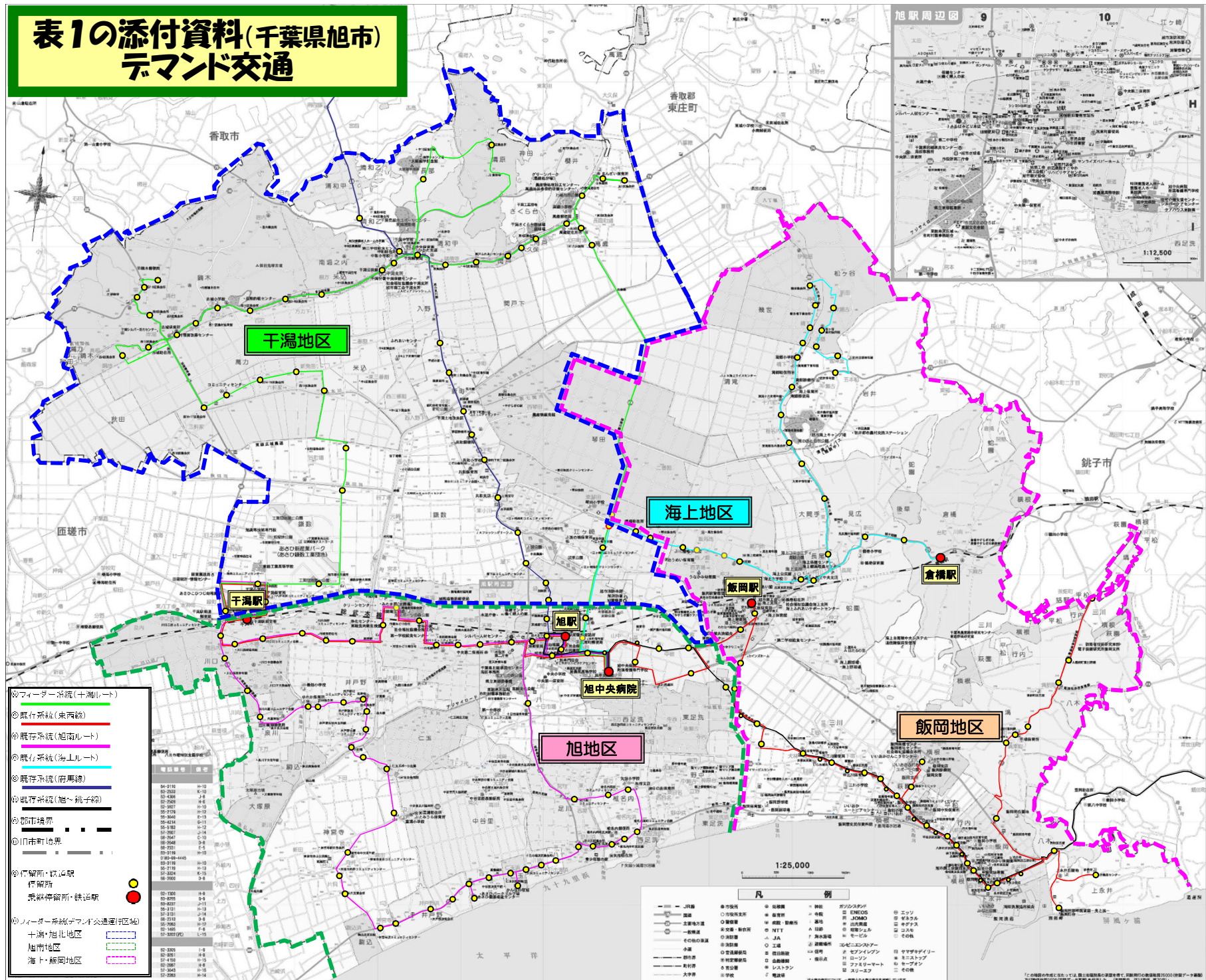
上り(干潟駅～中和～旭中央病院)			※の便は土日祝日運休		
停車順	停留所名	※第1便	第2便	第3便	※第4便
1	干潟駅	—	7:13	8:55	17:29
2	干潟十字路	—	7:14	8:56	17:30
3	東総工高南	—	7:16	8:58	17:32
4	あさひ鎌数工業団地南	—	7:17	8:59	17:33
5	谷町場共和橋	—	7:19	9:01	17:35
6	谷町場	—	7:20	9:02	17:36
7	米込	—	7:22	9:04	17:38
8	六軒家	—	7:24	9:06	17:40
9	西14・15区集会所	—	7:25	9:07	17:41
10	コミュニティセンター	—	7:26	9:08	17:42
11	三軒家	—	7:27	9:09	17:43
12	光明寺北	—	7:30	9:12	17:46
13	鍋木坂上	—	7:31	9:13	17:47
14	鍋木宿	—	7:32	9:14	17:48
15	湯木坂上	—	7:34	9:16	17:50
16	鍋木宿	—	7:35	9:17	17:51
17	鍋木坂上	—	7:36	9:18	17:52
18	光明寺北	—	7:37	9:19	17:53
19	西12区集会所下	—	7:39	↓	17:55
20	鍋地	—	7:41	↓	17:57
21	古城保育所入口	—	7:43	9:21	17:59
22	愛宕神社	—	7:44	9:22	18:00
23	古城小学校前	—	7:45	9:23	18:01
24	百石	—	7:46	9:24	18:02
25	萬力下	—	7:47	9:25	18:03
26	根方	—	7:48	9:26	18:04
27	ひかた市民センター	6:25	7:50	9:28	18:06
28	中和小学校前	6:25	7:50	9:28	—
29	東6区集会所	6:31	↓	↓	—
30	大原幽学記念館入口	6:34	↓	↓	—
31	中和	6:38	7:51	9:29	—
32	清和甲	6:40	7:53	9:31	—
33	関戸西	6:41	7:54	9:32	—
34	関戸	6:42	7:55	9:33	—
35	柳辺西	6:43	7:56	9:34	—
36	柳辺	6:43	7:56	9:34	—
37	萬歳郵便局	6:44	7:57	9:35	—
38	萬歳小学校前	6:45	7:58	9:36	—
39	まんざい保育所前	6:46	7:59	9:37	—
40	東1区集会所	6:47	8:00	9:38	—
41	まんざい保育所前	6:48	8:01	9:39	—
42	萬歳小学校前	6:49	8:02	9:40	—
43	萬歳	6:50	8:03	9:41	—
44	穴沢医院入口	6:51	8:04	9:42	—
45	琴田	6:57	8:10	9:48	—
46	農機センター	6:57	8:10	9:48	—
47	江ヶ崎	6:58	8:11	9:49	—
48	袋東交差点	7:01	8:14	9:52	—
49	旭駅東	7:02	8:15	9:53	—
50	旭農高	7:04	8:17	9:55	—
51	旭中央病院	7:07	8:20	9:58	—

CC-4-1 CC-4-2 CC-4-2 CC-4-3
(往路) (往路) (往路) (往路)

下り(旭中央病院~中和~干潟駅) ※の便は土日祝日運休				
停車順	停留所名	※第1便	第2便	※第3便
1	道の駅季楽里あさひ	—	—	—
2	旭中央病院	—	13:25	16:23
3	旭農高	—	13:27	16:25
4	旭駅東	—	13:29	16:27
5	袋東交差点	—	13:31	16:29
6	江ヶ崎	—	13:33	16:31
7	農機センター	—	13:33	16:31
8	琴田	—	13:34	16:32
9	穴沢医院入口	—	13:40	16:38
10	萬歳	—	13:41	16:39
11	萬歳小学校前	—	13:42	16:40
12	まんざい保育所前	—	13:43	16:41
13	東1区集会所	—	13:44	16:42
14	まんざい保育所前	—	13:45	16:43
15	萬歳小学校前	—	13:46	16:44
16	萬歳郵便局	—	13:47	16:45
17	柳辺	—	13:48	16:46
18	柳辺西	—	13:48	16:46
19	関戸	—	13:49	16:47
20	関戸西	—	13:50	16:48
21	清和甲	—	13:51	16:49
22	中和	—	13:53	16:51
23	東6区集会所	—	↓	16:57
24	大原幽学記念館入口	—	↓	17:00
25	中和小学校前	—	13:54	17:04
26	ひかた市民センター	6:38	13:54	17:04
27	根方	6:40	13:56	—
28	萬力下	6:41	13:57	—
29	百石	6:42	13:58	—
30	古城小学校前	6:43	13:59	—
31	愛宕神社	6:44	14:00	—
32	古城保育所入口	6:45	14:01	—
33	光明寺北	6:46	14:02	—
34	鍋木坂上	6:47	14:03	—
35	鍋木宿	6:48	14:04	—
36	湯木坂上	6:50	14:06	—
37	鍋木宿	6:51	14:07	—
38	鍋木坂上	6:52	14:08	—
39	光明寺北	6:53	14:09	—
40	西12区集会所下	↓	↓	—
41	鍋地	↓	↓	—
42	三軒家	6:56	14:12	—
43	コミュニティセンター	6:57	14:13	—
44	西14・15区集会所	6:58	14:14	—
45	六軒家	6:59	14:15	—
46	米込	7:01	14:17	—
47	谷町場	7:03	14:19	—
48	谷町場共和橋	7:04	14:20	—
49	あさひ鎌数工業団地南	7:06	14:22	—
50	干潟小入口	7:08	14:24	—
51	干潟駅	7:10	14:26	—

CC-4-4 CC-4-2 CC-4-1
(往路) (復路) (復路)

表1の添付資料(千葉県旭市) デマンド交通



デマンド交通「きらりんタクシー」

デマンド交通とは？

同じ時間帯に予約した人と相乗りしながら目的地に向かう、乗り合い型のタクシーです。ジャパンタクシー ワゴン型で運行し、乗車定員は4人です。



デマンド交通の運行内容

利用できる人：市内在住者で事前に利用者登録をした人
運行日：月曜日～金曜日 ※祝日、12月29日～1月3日は除く。
予約受付時間：月曜日～金曜日 8:00～17:00
 ※祝日、12月29日～1月3日は除く。

乗車1回当たりの運賃

基本運賃	500円
① 障害者手帳（身体・療育・精神）を所有している人（ミライID提示も可）	400円
② 運転経歴証明書を所有している人	
③ グループ予約者※	
④ 小学生	無料
小学校就学前の児童	

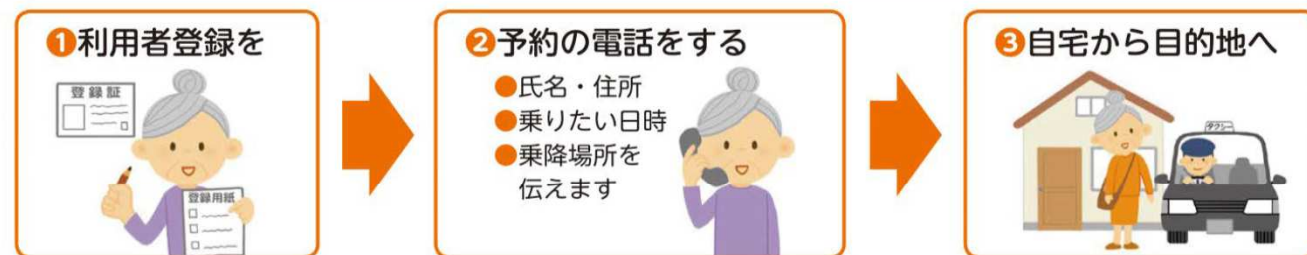
※利用登録者が2人以上のグループで、同じ便・同じ乗降場所を予約した場合に適用となります。

運行便数、予約期限

予約の受け付けは、利用の1週間前から下記の予約期限までです。

	車両出発時間	予約期限
第1便	8:00	前日17:00まで
第2便	9:00	
第3便	10:00	
第4便	11:00	乗車時間の1時間前まで
第5便	13:00	
第6便	14:00	
第7便	15:00	
第8便	16:00	

利用の手順



予約センター ☎0479-62-5379 Fax 0479-62-5380

予約受付時間 月曜日～金曜日 8:00～17:00（祝日、12月29日～1月3日は除く）

利用上の注意点

- 定員制の乗り物のため、希望どおりの予約ができない場合があります。
- 決められた乗降場所以外での乗り降りはできません。
- 1人で乗り降りが困難な場合は、介助者の同乗が必要です。介助者も利用者登録と予約が必要です。
- ほかの利用者に迷惑をかけるおそれのある人は、利用できません。
- 往復で利用する場合は、帰りの便の予約も必要です。

利用には事前登録が必要です 持参 郵送 FAX

登録用紙に必要事項を記入し旭市役所企画政策課へ提出してください。登録用紙は旭市役所企画政策課で配布しているほか、市ホームページでもダウンロードできます。

登録用紙提出先・問い合わせ

〒289-2595 旭市二の2132番地
 旭市役所 企画政策課 企画調整班
 ☎0479-62-5307 Fax 0479-63-4946

表1の添付資料(千葉県旭市) デマンド交通 運行ダイヤ等

デマンド交通の乗降場所

共通乗降場所(どの区域からも利用可能)

- 旭駅 ●旭市役所 ●道の駅季楽里あさひ ●旭中央病院 ●サンモール
- みらいあさひ(イオンタウン旭) ●医療施設(医科、歯科)

住んでいる区域内の乗降対象施設

交通機関	●鉄道駅 ●高速バス・路線バス・コミュニティバスのバス停
公共施設	●市役所各出張所 ●公民館 など
商業施設	●食品スーパー ●ドラッグストア ●ホームセンター ●コンビニ
療術施設	●整骨院、接骨院 など
金融機関	●銀行 ●信用金庫 ●JAちばみどり ●郵便局 など

デマンド交通の運行区域



表 5 の添付資料(千葉県旭市)

人口集中地区地図



凡例 Legend

	人口集中地区	Densely Inhabited District
	市区町村界	Boundary of Shi,Ku,Machi and Mura
	新幹線	Shinkansen
	J R 線	Japanese Railways
	私鉄線	Private Railways
201	市区町村番号	Code for Shi,Ku,Machi and Mura